

介護職員初任者研修学則

① 研修の目的	高齢化の進展に伴い、多様化する介護サービスへの要望に対応し、最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができる人材を積極的に育成することを目的とする。
② 研修の名称	介護職員初任者研修
③ 実施場所	奈良県県下、及び当事業所が指定した施設
④ 研修期間	8か月以内とする
⑤ 研修日程	「介護職員初任者研修日程表」(別紙)のとおり
⑥ 講師氏名	講師履歴一覧(別紙)のとおり
⑦ 修了評価方法	全日程を受講し、修了評価にて100点満点中70点以上の評価を受けた者を修了認定し、その者には修了証明書を交付する。但し、研修の一部を欠席した者で、やむをえない事情があると認められた場合は、欠席教科補講を受けた者に修了証明書を交付する。また、到達水準に達しなかった者へは再試験を実施し、再評価を行う。再試験は10回までを限度とする。これらの修了評価者は、当研修担当者(井上真理子)とする。
⑧ 募集時期及び開講時期	募集時期：開講の30日前とする 開講時期：年間計画にそって実施する
⑨ 受講資格、受講定員	介護の業務に携わることを予定されている方 ただし、障害者委託訓練においては、その受講資格にあった方に限ります 受講定員は27名とする 但し、障害者委託訓練に関しては7名の定員とする
⑩ 受講手続(募集、受講申込み方法等)	受講希望者は介護職員初任者研修事務局に申込みをする 教育訓練給付制度等の活用はなし 障害者委託訓練においては、その既定に従っての募集とする
⑪ 使用テキスト	発行：財団法人介護労働安定センター 6,069円(税込)
⑫ 研修受講に関する連絡先及び担当者名	〒635-0077 奈良県大和高田市池田190-1 ワーカーズコープえくぼ TEL:0745-23-7112 FAX:0745-23-7106 担当者：介護員養成研修担当事務局
⑬ 受講料、実習費	受講料：70,000円＋消費税5,600円＝75,600円 (障害者委託訓練においては、その規定に従う) テキスト代：6,069円(税込)

⑭ 研修欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い	原則として研修期間中に補講を行うこととする その他の代替措置として研修期間中にテキストで学習し400字詰原稿用紙×3枚以上のレポートを提出する（時間数の制限あり）が、「Ⅰ.職務の理解」、「Ⅹ.振り返り」と「Ⅸ.こころとからだのしくみと生活支援技術」のうちの「Ⅱ.生活支援技術の学習」と「Ⅲ.生活支援技術演習」の「(14) 総合生活支援技術演習」はレポートは不可とする その際の補講費は1時間につき3,000円（税込）とする
⑮ 研修期間が公表すべき情報の開示方法	ホームページ上において情報開示（URL） http://www.workers-coop.com/honbu/kansai/ 法人情報、研修機関情報、研修の概要、研修カリキュラム、講師情報、実績情報、連絡先等について可能な限り公表
⑯ 修了証明書の書き換え交付と再交付の取扱い	修了証明書の書き換え、再交付の場合、1件につき500円とする
⑰ 個人情報の取り扱い	研修修了者は奈良県の管理する修了者台帳に記載される また、研修で得た個人情報は事務局にて保管管理し、研修を実施する上で必要なこと以外は一切使用しない
⑱ 個人情報の取り扱い	個人情報は鍵付きの書庫、鍵付きの事務室内に保管し、研修を実施する上で必要なこと以外は一切使用しない。
⑲ 人権啓発について	研修全般において、人権啓発に十分留意し、高齢者及び障害者等の人権を尊重し、信頼関係に基づいたサービスを提供できる介護職員の養成に努める
⑳ その他	受講生の通学経路・緊急連絡先等を開講式時に確認し、万が一の事故に備え、安全を確保するよう努める 受講中、再三の注意にも関わらず、他の受講生の研修に支障をきたす言動があった場合や、受講意欲が見られない場合は、受講を続けていただくことはできません（その際の受講料は一切お返しすることはできません） 受講途中でやめられても受講料はお返しできません 社会常識的に逸脱した行為（暴力・飲酒運転等）を発見した場合も研修を修了することはできません 科目免除の取扱いは行いません

附則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。